

## 大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和8年5月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

### ◆ 水道・下水道

	要望者区分	市民		
要望日	令和8年4月29日（水曜日）	回答日	令和8年5月26日（火曜日）	
標 題	要望等記録制度で扱って下さい2			
要望等の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪市水道局の委託事業者による障がい者虐待をやめさせるよう、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づく行政としての緊急の介入及び是正を要望する。</li><li>・本要望等については、要望等記録制度に基づいて記録し対応してほしい。</li></ul>			
対応方針の概要	要望等に対する回答書を作成し、令和8年5月26日に送付しましたが、受取拒否する旨を記載したメモが貼付されて、令和8年6月1日に返戻されました。			
担当部署	水道局 総務部 総務課	電話	06-6616-5403	